

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年12月23日京都市条例第24号）（行財政局人事部給与課）

教育長、常勤の監査委員及び公営企業の管理者の期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定することとしました。

区 分		改 正 前	改 正 後
令和6年度12月支給分	教 育 長 公営企業管理者	100分の215	100分の245
	常勤の監査委員	100分の162.5	100分の182.5
令和7年度以後 支給分	教 育 長 公営企業管理者	100分の215	100分の230
	常勤の監査委員	100分の162.5	100分の172.5

上記の改正は、令和6年12月に支給する期末手当から実施することとしました。

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月23日

京都市長 松井孝治

京都市条例第24号

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「副市長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。）」を「及び副市長」に改め、同項第2号中「100分の215」を「100分の230」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 常勤の監査委員 100分の172.5以内

第5条第3項第1号中「市長等 それぞれ」を「市長、副市長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。） それぞれ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 令和6年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の条例第5条第2項の規定の適用については、同項第2号中「100分の230」とあるのは「100分の245」と、同項第3号中「100分の172.5」とあるのは「100分の182.5」とする。

(期末手当の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(行財政局人事部給与課)